

津市農業経営基盤強化促進協議会設置要綱

平成18年1月1日訓第56号

改正 平成20年4月24日訓第34号

平成27年3月16日訓第8号

(設置)

第1条 本市における農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定及び法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定（以下「農業経営改善計画等の認定」という。）を適正かつ円滑に行うため、津市農業経営基盤強化促進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 農業経営改善計画等の認定に係る審査に関すること。
- (2) 農業経営改善計画等の認定について、その趣旨の普及を図るとともに、農用地を保有し、又は利用する者その他地域の関係者の理解と協力が得られるように努めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 関係団体の職員
- (3) 本市の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員のうちから市長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員全員の意見の一致によりこれを決するものとする。

(書面による表決)

第7条 やむを得ない理由のため協議会の会議に出席することができない委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

2 前項の規定により書面をもって表決した委員は、協議会の会議に出席したものとみなす。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、協議会の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者等に対し、協議会の会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(審査会)

第9条 第2条の所掌事務のうち専門的な事項について審査等を行うため、協議会に審査会を置く。

2 審査会は、委員12人以内で組織する。

3 審査会の委員は、第3条第2項各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

4 審査会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

5 審査会の会議の議長は、審査会の委員のうちから市長が指名する。

6 第6条第2項及び第3項、第7条並びに前条の規定は、審査会の会議について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは、「審査会の会議の議長」と読み替えるものとする。

7 審査会の会議の議長は、その会議において決した事項について会長に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、農林水産部農林水産政策課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、
会長が協議会に諮って定める。

附 則

この訓は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成20年4月24日訓第34号）

この訓は、平成20年5月1日から施行する。

附 則（平成27年3月16日訓第8号）

この訓は、平成27年4月1日から施行する。